

○ 財務省告示第百四十九号  
平成二十八年五月十日より告示する。政府短期証券の規定に基づき、大蔵省行

令二件等を次のとおり告示する。国庫短期財務大臣麻生太郎

二 一 条の法律発行の名称及び記

二 一 条の法律発行の名称及び記

二 一 条の法律発行の名称及び記

四 三 二 一 条の法律発行の名称及び記

四 三 二 一 条の法律発行の名称及び記

四 三 二 一 条の法律発行の名称及び記

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財定特あ争入。へ格替適下へ債条三四項律計号資四政め別つ入札に以を機用「平成十三年法律第七十五号」へ以下競争は受けれるもとの規定

も加、と行「といふ」へ格付し競争て行とし、「価値」といふ。その規定

の者財同「といふ」へ格付し競争て行とし、「価値」といふ。その規定

にご務時「といふ」へ格付し競争て行とし、「価値」といふ。その規定

よと大に「といふ」へ格付し競争て行とし、「価値」といふ。その規定

るに臣行「といふ」へ格付し競争て行とし、「価値」といふ。その規定

發応がわ「といふ」へ格付し競争て行とし、「価値」といふ。その規定

行募各れ及「といふ」へ格付し競争て行とし、「価値」といふ。その規定

へ限國るび「といふ」へ格付し競争て行とし、「価値」といふ。その規定

以度債入価格競い入「といふ」へ格付し競争て行とし、「価値」といふ。その規定

下額市札格競い入「といふ」へ格付し競争て行とし、「価値」といふ。その規定

八	七	六	五	
口 イ	口 イ	口 イ		
額 最 扱		發	方 募	
低 行 争 非 者 特 国 入 價 額 入 價 ・ 別 債 札 格 面 札 格 第 参 市 発 競 金 發 競 I 加 場 行 争 額	込 行 争 非 者 特 国 入 價 入 價 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争 額	行 争 非 者 特 国 入 價 入 價 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争	入 價 法 入 札 格 決 發 競 定 行 争 の	
千 万 円	万 三 万 四 二 千 二 兆 千 三 千 百 八 百 三 八 百 二 百 十 八 十 圓 一 十 七 億 圓 億 七 九 千 千 八 百 六 百 百 三 十 十 九 五	千 額 万 額 万 面 円 面 円 金 金 額 額 で で 三 四 千 兆 三 百 百 七 二 十 十 二 七 億 億 六 二 千	込 募 各 当 も 各 み 限 国 て の 申 の 度 債 る か 込 応 額 市 。 ら み 募 の 場 そ の 額 範 特 の う を 囲 別 応 ち 割 内 参 募 応 り に 加 額 募 当 お 者 を 價 て い ご 順 格 る て と 次 の . 各 の 割 高 申 応 り い 非	価 一 格 国 競 債 争 市 入 場 札 特 發 別 行 參 「 加 と 者 い 。 う 第 。 I 非

十  
六  
五  
四  
三  
十  
二  
口  
イ  
一  
九  
振  
替  
単  
位  
払  
者  
入  
場  
元  
債  
込  
札  
所  
金  
還  
期  
参  
支  
金  
日  
加  
払  
額  
償  
行  
争  
非  
者  
特  
国  
入  
価  
發  
還  
入  
価  
・  
別  
債  
札  
格  
行  
行  
期  
札  
格  
第  
參  
市  
發  
競  
價  
限  
發  
競  
I  
加  
場  
行  
爭  
格  
日  
厘  
額  
毛  
額  
平  
す  
額  
の  
振  
九  
面  
以  
面  
成  
る  
の  
記  
替  
毛  
金  
上  
金  
二  
。  
整  
載  
法  
額  
の  
額  
十  
数  
又  
の  
百  
そ  
百  
八  
倍  
は  
規  
円  
れ  
円  
年  
の  
記  
定  
に  
ぞ  
に  
四  
金  
錄  
に  
つ  
れ  
つ  
月  
額  
は  
よ  
き  
の  
き  
七  
に  
、  
る  
き  
の  
銀  
四  
百  
翌  
行  
日  
円  
當  
休  
業  
業  
日  
日  
に  
に  
償  
行  
争  
非  
者  
特  
国  
入  
価  
發  
還  
入  
価  
・  
別  
債  
札  
格  
行  
行  
期  
札  
格  
第  
參  
市  
發  
競  
價  
限  
發  
競  
I  
加  
場  
行  
爭  
格  
日  
厘  
額  
毛  
額  
平  
す  
額  
の  
振  
九  
面  
以  
面  
成  
る  
の  
記  
替  
毛  
金  
上  
金  
二  
。  
整  
載  
法  
額  
の  
額  
十  
数  
又  
の  
百  
そ  
百  
八  
倍  
は  
規  
円  
れ  
円  
年  
の  
記  
定  
に  
ぞ  
に  
四  
金  
錄  
に  
つ  
れ  
つ  
月  
額  
は  
よ  
き  
の  
き  
七  
に  
、  
る  
き  
の  
銀  
四  
百  
翌  
行  
日  
円  
當  
休  
業  
業  
日  
日  
に  
に